

平成27年度における福島県地域職業訓練実施計画

福島労働局

平成27年4月23日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、求職者支援訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成26年度における求職者支援訓練をめぐる状況

県内の雇用失業情勢は一部に厳しさが残るものの、復旧・復興関連求人の増加等により着実に改善している状況にあり、建設、介護等の職種にあっては人手不足状況が顕著になっている。

平成26年4月から12月末までの新規求職者のうち、特定求職者に該当可能性のある求職者は35,102人（前年同月37,358人）と減少している。

平成26年度の求職者支援訓練の受講者数及び就職率は次のとおり。

ア 受講者	784人（平成27年1月末現在）
イ 就職率	基礎コース 73.0%
	実践コース 82.2%

（注）求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは同年4月に開講し同年8月末までに、それぞれ終了した訓練の訓練終了後3ヵ月までの就職率。（求職者支援訓練の就職率は雇用保険適用就職率であるが、集計に時間を要するため従前の就職率を参考記載。）

参考

平成26年度の公共職業訓練（離職者訓練）の受講者及び就職率

ア 受講者	2,140人（平成27年1月末現在）
イ 就職率	施設内訓練 85.5%
	委託訓練 72.8%

（注）施設内訓練は、平成26年4月に開講し同年10月末までに、委託訓練は同年4月に開講し同年9月末までに終了した訓練の訓練終了後3ヵ月までの就職率。

3 平成27年度における求職者支援訓練の実施方針

（1）実施方針

ア 震災及び原発事故による離職者並びに非正規労働者及び自営廃業者など雇用保険を受給できない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たし、併せて福島県の復興を推進するため、県内一円において求職者支援訓練を実施する。

特に、人材育成の必要性の高い介護、建設分野に重点を置き訓練コースを設定するとともに、公共職業訓練で設定されるコースと併せ、資格取得人材の確保に努める。

なお、自治体における人材確保等の施策との連携を図る場合については、地域の人材ニーズに沿った求職者支援訓練の実施に努める。

イ 公共職業訓練の実施主体である福島県、高齢・障害・求職者雇用支援機構福島職業訓練支援センター（以下「機構」という。）との連携を図り、公共職業訓練と求職者支援訓練におけるコース設定、調整等を行い効果的な求職者支援訓練の実施に努める。

ウ 職業訓練を希望・必要とする特定求職者へ適切な受講あっせんを行うとともに、訓練受講中から訓練修了後の就職を見据えた積極的な就職支援を実施する。

（2）実施規模と分野、就職率に係る目標

ア 実施規模

計画期間において900人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限（実施規模）を1,410人とする。

イ 訓練コースの設定割合

- ① 基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）
訓練認定規模の30%
- ② 基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）
訓練認定規模の70%

ウ 実践コースの重点を置く分野

- 次の3分野とする。
 - ① 介護分野
 - ② 医療事務分野
 - ③ 震災復興分野（建設関連）

エ 分野別認定規模

コース名	認定規模
基礎コース	420
実践コース	990
介護分野	200
医療事務分野	60
震災復興分野	120
その他の分野 (うち情報分野)	490 (40)
分野共有枠	120
合計	1,410

注1 その他の分野・・・情報、営業・販売・事務系、デザイン、農業等

注2 分野共有枠は、実践コースの各分野において、認定規模上限を超えて認定申請がされる場合、超える申請部分を本枠において認定するもの

オ 新規参入枠の割合

- ① 基礎コース 10%
- ② 実践コース 20%

カ 認定単位期間

第1四半期は1ヵ月単位とするが、第2四半期以降は3ヶ月単位とする。
なお、具体的な定員及び認定申請受付期間は、その都度福島労働局及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福島職業訓練支援センターのホームページで周知する。

キ 就職率の目標値

- ① 基礎コース 55%以上
- ② 実践コース 60%以上

ク 地域ニーズ枠

県内における人材育成の緊要度を考慮し、介護、建設関係人材の育成を求職者支援訓練、公共職業訓練により実施している。

将来にわたりマンパワー不足が懸念される介護分野の人材育成がより

緊要度が高いところから求職者支援訓練の地域ニーズ枠として選定。

特に会津地域で介護分野の訓練機会に恵まれない地域がみられるところから、訓練1コース（定員20人）を設定し訓練を行うこととする。

(3) 訓練受講者に対する就職支援等の充実

ア ハローワークは、キャリア・コンサルティング等を通じて受講希望者が適切にコース選択できるよう支援する。

イ 労働局は、県内のハローワークが受理した新規求人の一覧表を訓練実施施設にコース開講日から終了日までの間、毎日電子メールで提供する。

訓練実施施設は、提供のあった一覧表を活用して求人動向を把握するとともに、訓練期間中においてキャリア・コンサルティングの機会を設け受講生の訓練修了後の就職活動の方向性を明確化し、受講生が就職活動を開始する時期に合わせて求人情報の提供を行い、ハローワークと連携の下、就職に向けた支援を行う。

ウ ハローワークは、支援指示対象者に就職支援計画を作成し、訓練開始から訓練終了後3ヵ月の間、就職支援計画に基づく職業相談、各種情報の提供等を行うほか、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カードを活用し習得スキルを活かせる求人の確保・提供などにより就職に向けた支援を実施する。

エ 訓練終了後、直ちに就職活動に入らず引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

4 推進体制

- (1) 福島県地域訓練協議会を年2回以上開催し、関係者の連携・協力の下に地域の実情を踏まえた計画的、かつ、実効ある職業訓練の推進に資するとともに、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。
- (2) 地域全体での人づくりの視点から、福島労働局、福島県、機構の3者連携により、求職者支援訓練、公共職業訓練間の調整等を密にし、県内一円での職業訓練の実施に努める。
- (3) 求職者支援制度の周知・広報については、自治体の広報力を積極的に活用し、ハローワークを利用していない潜在的な対象者への周知を図り、求職者支援訓練の機会や受講者の確保に努める。